

2024年5月18日

職員各位

事務長 橋本貴夫



2023年度特定処遇改善加算手当の支給について（通達）

2023年度特定処遇改善加算手当は、2024年5月31日に支給されます。

その内容に就きましては、下記の通りです。

加算対象期間は2023年4月1日から2024年3月31日、支給対象者は本年5月31日に時点で在籍している職員で下記基準を満たしているものとする。

但し、2023年度の年俸額面金額が440万円以上となる職員及び営繕・警備の職員は対象外となります。

尚、下記金額は、税金、法定福利費等控除前の平均金額です。

記

(A) 下記経験・技能のある介護職員支給額 平均 280,000 円

基準：介護福祉士、通算介護経験8年以上、当施設正規雇用後1年以上
常勤夜勤勤務者に限る。

(B) その他の介護職員（非常勤職員も含む） 平均 208,000 円

基準：上記以外の介護職員（非常勤職員も含む）

*尚、各介護職員への支給金額は、正規雇用期間、勤務日数、
資格等の要件によって、其々按分され決定している。

(C) その他の職員 平均 150,000 円

*その他の職員への支給金額は、正規雇用期間、勤務日数、資格等の
要件によって、其々按分され決定している。

尚、永年勤続一時金も、対象者には併せて支給されます。

以 上